



けやき通信

ごあいさつ 「寒かった2月」

2月は2度も寒波が襲来して非常に寒かったですね。私は寒いのが大の苦手、本当に辛かったです。

愛知は「雪で困った」ということはありませんでしたが、各地では大雪による被害や交通障害などが発生しました。少し前まではスキー場などで「雪不足」が問題となっていました。今後もこのような大雪は続くのでしょうか？

3月になると「桜の開花」という話題も出始め、気持ちも少し明るく前向きになりますね。

私も1件お花見の予定が入っていますが、メンバーの日程が合わず、集まる頃には桜は散っていると思います。ただ、久しぶりに会えるメンバーもいますので、皆でワイワイと楽しめればと思います。

楽しい予定が入っているのは幸せなことですね。

今月のテーマ 「相続人の確認」



1. 相続人の確認は、相続登記の「一丁目一番地」！

相続登記をするとき、相続人の確認が非常に重要です。なぜなら、亡くなった方の遺産を相続人の誰が取得するかを決める「遺産分割協議」は、相続人全員が参加して行う必要があります。相続人の一人でも欠いていれば「無効」となるからです。

そのため、相続人の確認は相続登記の「一丁目一番地」と言っても過言ではありません。

2. 相続人の確認方法

相続人の確認は、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍・除籍・改製原戸籍謄本を取得して確認します。

戸籍謄本等は、以前は本籍地の市役所でしか取得できませんでした。しかし、令和6年3月1日より「戸籍謄本等の広域取得制度」がスタートし、本籍地以外の市役所でも取得できるようになりました。

この制度により、最寄りの市役所一か所に行くだけで、短期間のうちに負担感も少なく必要な戸籍謄本等を全部取得できるようになりました。

なお、「最寄りの市役所」は、請求する方の住所地の市役所である必要はなく、勤務先などから近い市役所であっても構いません。

3. 「戸籍謄本等の広域取得制度」の注意点

便利な「戸籍謄本等の広域取得制度」ですが、いくつか注意しなければいけない点もあります。

- ① 代理人や郵送による請求はできません。
- ② 兄弟姉妹の戸籍謄本は取得できません。
- ③ コンピュータ化されていない戸籍謄本は取得できません。

また、市役所の混雑状況や取得する戸籍謄本等の量に

よっては、当日中に発行できないこともあります。時間的に余裕がある日の早い時間帯に市役所に行かれることをお勧めします。

4. 記載内容の精査

必要な戸籍謄本等を全部取得したら、次は記載内容を精査します。

特に注意しなければいけない記載は、①「養子縁組」、②「離縁」、③「認知」です。

- ①「養子縁組」は法律上の親子関係を発生させるもので、養子は亡くなった養親の相続人となります。
- ②「離縁」は養子縁組を解消させるもので、元養子は亡くなった元養親の相続人にはなりません。
- ③「認知」は、自分の子であることを認めるもので、認知された子は認知した親（父）の相続人となります。

上述のとおり、相続人全員が参加していない遺産分割協議は無効です。そのため、相続人の見落としがないか、入念に確認することが大切です。

5. 最後に・・・

戸籍謄本等の広域取得制度により、お客様ご自身でも必要な戸籍謄本等の取得がしやすくなりました。しかし、時間的余裕がない、車を運転できない、お身体が不自由などで市役所へ行くのが困難な場合もあるかと思えます。

司法書士は相続登記のご依頼を受ければ、お客様に代わり相続登記に必要な戸籍謄本等を取得し、その内容を確認して相続人の確定作業まで行います。

市役所に行く時間的余裕がないなど、戸籍謄本等の取得にご不安があれば、悩まず司法書士までご相談ください。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

(事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。)



主な取扱い業務

- ✓ 相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓ 不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓ 会社設立・役員変更・目的変更

(当事務所HP)



吉川事務所 豊明市